

第22回 桑名市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催しました  
(第45回 桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

日時 令和3年6月30日(水曜日) 午前9時45分から午前10時10分

会議概要

1. 現状の報告及び今後の対応方針について

感染者発生状況について

(事務局)

- ・ 県内の感染者発生状況について、5月下旬以降減少傾向が継続しているが、変異株PCR検査の実施は増えてきている状況である。
- ・ 三重県モニタリング指標の状況としては、病床のひっ迫具合を示す病床占有率は、減少傾向にあり、6月29日時点で注意レベルとなる20%を下回り、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された政府指標においても「ステージⅢ」の指標を下回る数値となっている。
- ・ 桑名市の感染者の状況としても減少傾向にあり、6月27日以降は感染者ゼロが続き、落ち着いてきている。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.12 ～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」について

(事務局)

- ・ 5月9日から適用されていた「まん延防止等重点措置」が6月20日で終了した。また「三重県リバウンド阻止重点期間」についても、「三重県リバウンドアラート」として設定した「新規感染者数が2日続けて17人以上」に近づくことがあったものの、病床占有率、重症者用病床占有率等主な指標は更に改善し、感染状況は改善していることから、当初の期限どおり本日6月30日で終了する。しかしながら、さらに感染力が強いと考えられるデルタ株など新たな変異株が増加する中、今後はこれまでとは異なる対応を迫られることも考えられ、次の波を起こさない、起きたとしても短く、小さく抑えていくための取組が必要となることから、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.12 ～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」に改定し、感染拡大防止に取り組むものとしている。7月1日(木曜日)から適用し、主に次の点が挙げられる。

○県民の皆様へとして

- ・ 夏季においては、屋外で気温が高い場合は、人との間隔を2m以上とりマスクを外す、屋内ではエアコンを使用しながら窓の開放や換気扇の使用による換気を行う等の熱中症の注意をお願いする。

- ・東京オリンピック・パラリンピックについて、自宅や店舗等において、家族以外と集まって観戦することは、大声での声援等も想定され、感染リスクが高まることから、きわめて慎重な検討をお願いします。また、競技会場での観戦についても、会場がある地域の感染状況を確認の上、慎重に検討するものとし、競技会場を訪れる場合は、主催者の示すガイドラインに従い、会場への「直行・直帰」や、混雑を避けるための時間に余裕を持った移動なども含め、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ワクチンを接種された方についても、発症せずに感染を広げる可能性があることから、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請として、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避ける。
- ・県外への帰省を検討している場合は、混雑しない時期の移動の検討や帰省の 2 週間前から大人数や長時間の飲食を避けるなど感染防止対策を徹底し、必要に応じ政府が推奨する帰省前の自主的な PCR 等検査などの対策をお願いします。
- ・飲食店や観光施設等における感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」を運用し、今後認証店舗の拡大を図ることから、積極的な利用の検討をお願いします。

○偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応について

- ・ワクチン接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わない。
- ・ワクチン接種の進展に伴い、ワクチンに関する科学的根拠に基づかない情報や発信者の不明な情報が広がる事例もみられることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしない。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 12 イベントの開催基準等」について

(事務局)

- ・適用期間は、令和 3 年 7 月 1 日（木曜日）から 8 月 31 日（火曜日）までとし、7 月 1 日（木曜日）から 7 月 20 日（火曜日）までは、まん延防止等重点措置および三重県リバウンド阻止重点期間終了後の経過措置を適用（人数上限のみ）し、9 月 1 日（水曜日）以降の取り扱いについては、国の方針を踏まえて改めて示すものとする。
- 主な変更点として、次の点が挙げられる。

○「イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ」について

- ・イベント開催の基準として、東京オリンピック・パラリンピックのパブリックビューイングについては、大人数が集まることにつながるうえ、大声での声援等も想定され感染リスクが高まることから、実施についてはきわめて慎重な検討をお願いします。

- ・全国的な移動を伴うイベント、参加者が1,000人を超えるイベントなどを開催する場合は、イベント主催者等は、必要に応じて、遅くともイベント開催の2週間前までに県の事務局に必要な資料を提出する。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」について

- ・県のイベントの開催基準等が変更されたことから、国や三重県の方針も踏まえ、市の基準についても変更していくこととする。

## 2. その他

(地域コミュニティ局)

- ・東京オリンピック・パラリンピックのパブリックビューイングについて、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.12 イベントの開催基準等」にて実施についてはきわめて慎重な検討をお願いしていることから、実施することは適切ではないと考えており、市として実施しないこととしたい。また、市以外の関係団体等から同様の目的で所管する施設の使用許可要請があった場合でも、貸し出さないこととしたい。
- ・三重県リバウンド阻止重点期間に合わせて本日6月30日まで利用を休止しているNTN総合運動公園内のデイキャンプ場について、周辺市町の動向も踏まえ、感染防止対策のお願いを徹底したうえで、7月1日(木曜日)から利用受付を再開することとしたい。

(事務局)

- ・次回対策本部会議 未定

